

2021 年（令和 3 年）5 月 31 日

居宅介護支援事業者 各位

小規模多機能型居宅介護支援事業者 各位

逗子市福祉部高齢介護課長

特別給付（移送サービス）の利用範囲について（通知）

日頃より、介護保険事業にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

本市独自の介護保険サービスで特別給付として移送サービスを実施していますが、利用できる範囲について、次のとおり定めましたのでお知らせいたします。

自宅が起点または終点となるもので

- (1) 通院、入院・退院（外泊や転院は不可）
- (2) 新型コロナワクチン接種
- (3) 通所介護（デイサービス）事業所や介護保険施設等の見学
- (4) 介護保険施設等への入所・退所
- (5) 選挙の投票
- (6) 官公署・金融機関への届出等（原則として郵送できないもの）
- (7) 親族や知人のお見舞い・面会
- (8) 冠婚葬祭等（結婚式、葬式、法事、墓参り）
- (9) 日用品の買い物
- (10) 理美容院、銭湯（事情による）

（7）～（10）につきましては、**介護保険のサービスとしてケアプランに位置付けることが適当なもの**（要介護度の維持・改善や衛生面や精神面での理由で必要なもの）で、**かつ他の介護保険サービスでは補えない部分**の利用に限ります。

個々人で身体・精神の状態や生活環境、利用している介護保険サービスなどが異なるため、その人によって利用できる範囲が異なる場合もあります。上記の条件を考慮のうえ、利用者の状況に応じてご判断ください。なお、過去に上記以外の目的で利用していた場合には、取消しや修正は不要です。今後、作成するケアプランからご対応ください。

事務担当：介護保険係

〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16

TEL 046-873-1111 内線 247

FAX 046-873-4520